足利事件に関する会長声明

1 東京高等裁判所は、平成2年に栃木県足利市内で発生したいわゆる足利事件(幼女誘拐・殺人・死体遺棄事件)で無期懲役の判決が確定し服役中の菅家利和さんの再審請求事件について、二人の鑑定人に命じてDNAの再鑑定を実施した。その結果、証拠とされた下着の精液痕に由来するDNA型と菅家さんのDNA型が一致しないことが明らかとなったことから、東京高等検察庁は再審開始決定を待たずに菅家さんを釈放し、最高検察庁も記者会見を開いて謝罪した。

まずは、当会として、17年半という長期間、無実を訴えながら自由を奪われていた菅家さんに対し、冤罪の原因を究明した上で、一日も早く、再審無罪判決が言い渡され、菅家さんに直接対面しての謝罪と十分な補償がなされることを願うものである。

- 2 足利事件は、虚偽自白によって冤罪が生れた典型的なケースであるとともに、DNA鑑定という科学捜査を盲目的に信用することの危険性を証明したケースでもある。事件当時、捜査機関は、当時のDNA鑑定の証明力に何の疑いも持つことがなかった。そのような妄信が、虚偽自白の強要に繋がった。また、自白の任意性・信用性を仔細に吟味することなく漫然と有罪判決を下した裁判所の姿勢も批判されなくてはならない。裁判所が自白偏重の姿勢を改めない限り、虚偽自白の強要もなくなることはない。
- 3 そして、今こそ、捜査機関は、氷見事件、志布志事件の経験も踏まえ、取 調べの全過程の可視化に踏み出すべきである。

捜査機関は、取調べの機能を害するなどとして取調べの全過程の可視化に 反対しているが、足利事件の教訓からは、捜査機関のいう取調べの機能なる ものは、虚偽であろうがなかろうが、とにかく自白を取ることに過ぎないと いうことが明らかとなった。もはや、密室での取調べを正当化しうる事情は 何もない。

- 4 すでに、欧米諸国やアジアでも、取調べの可視化は捜査の常識であり、2 007年の国連拷問禁止委員会の勧告並びに2008年の国際人権(自由権) 規約委員会の勧告に従って、一刻も早く、我が国でも実現されるべきである。
- 5 裁判員裁判もスタートした今、裁判員を冤罪に巻き込まないためにも、参議院で可決された取調べ可視化法案を、衆議院においても直ちに審議入りして可決成立させるよう、強く求める。

2009年(平成21年)6月15日

兵庫県弁護士会 会 長 春 名 一 典